# 国際刑事裁判所の賛否について-アメリカを軸として-

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 全国犯罪非行協議会
	公開日: 2013-11-12
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 森川, 泰宏
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16082

# 国際刑事裁判所の賛否について---アメリカを軸として

# 森川 泰宏 (明治大学犯罪学研究所)

#### I はじめに

国際刑事裁判所 (ICC) は、国際法に基づいて国際社会にとって最も深刻な犯罪(コア・クライム)を犯した個人を訴追する、常設の国際裁判所である。過去の歴史において、戦争犯罪ないし戦時における重大な人権侵害の処罰に対しては、基本的に各国の裁量にゆだねられることが常であった。さらに、侵略戦争を計画実行した者に対しても、その処罰をおこなうことは非常に稀であり、不処罰の恩恵をうけてきたのである。端的にいえば、ICC にはこのような不処罰の文化ともいえる現実を打破して、国際社会における法の支配を構築する役割が期待されているといってよいであろう。

ICC 規程は1998年にローマで開催された外交会議において採択されたのだが、採択当初から問題とされている点として、アメリカによる規程への反対が指摘されている。特に、2002年7月1日に規程が発効してからは、国連安保理において、規程非締約国出身の平和維持活動の要員(Peace keepers)に対して、捜査及び訴追の免除を要求する決議の採択を目指すなど、その拒絶ともいえる反対は、国際社会にとって深刻な事態になっているといえる。もとより、なぜ ICC の活動に際してアメリカの動向が注目されるのかといえば、統一的な法執行機関を持たない国際社会あるいは国際法の構造のなかで、人権侵害を中止させるためには、大国であるアメリカの政治的、経済的、あるいは軍事的な協力が不可欠である点に由来する。

規程の発効にともない、従来、国際社会においての位置づけを主眼とし

て構成されてきた ICC をめぐる議論は、規程が定める各犯罪の構成要件、あるいは、詳細な適正手続の実施形態など、より専門的且つ手続的側面を重視した方向へ向かっていくことが予想されるが、アメリカによる規程への反対については依然として解決の目処も立っていない。ICC への最初の事態付託を待つ現時点において、ICC の賛否をめぐる問題の中核を為す、これまでの ICC とアメリカに関する議論を総括しておくことは、ICC の活動を観察し、深刻な戦争犯罪への対策を模索するうえでも、意義を有すると思われる。

そこで、本稿では、国際社会における人権保障の砦として、益々重要性を帯びていくであろう ICC の活動を把握するための前提として、これまで展開されてきたアメリカによる規程反対と ICC をめぐる議論の中での「Proと Contra(賛否)」を紹介し、若干の分析を試みてみたい。

# Ⅱ ICC がアメリカにとって有用であることの論証—Pro の主張の枠組

ICC 規程に賛成し、アメリカが ICC 規程に加入することが、アメリカ国民にとっても、またアメリカの国益にとっても有益であるとする、Proの立場は、主として規程に規定された多くの人権保障条項を強調することからなる。このことは、ヨーロッパ・アフリカ諸国を中心とする ICC 推進派諸国 (Like-minded group) の主張を厳密に基礎づけることによって、法的にアメリカの主張を反駁する。このような立場が重きを置くのは、規程への反対がアメリカを国際社会から孤立させるのではないかという懸念であるう。 ICC 規程が保障する諸利益を拒絶し続けるならば、アメリカは、その国際的信頼性を失う危険があるばかりではなく、自らが指導的な役割を

持って推進してきた ICC 設立構想において孤立することを意味することに なり、ICC ばかりでなくアメリカにとっても深刻な事態となる。

#### 1 ICC による管轄権行使の厳格性について

ICC が実際にどのようなプロセスを経てその管轄権を行使するのかは、 **規程に内在する保障条項により厳格に制限されている。受理許容性の問題** を規定する規程17条は、「捜査及び訴追を真正におこなう意図もしくは能 力を欠く場合」を除いて、犯罪発生地国もしくは被疑者国籍国により優先 的な管轄権が保持されることを確保している。つまり、ICC 規程は、古典 的な国際法の管轄権の枠組に適応するように起草されていると解すること ができる。その意味するところは、(1) 国家は、容疑者の国籍に関係なく、 主権領域において発生した犯罪行為について管轄権を有し(属地的管轄権)、 (2) 国家は、容疑者が違反に関与した場所に関係なく、自国民について

管轄権を有する(属人的管轄権)ということである。

これらの優先の意味するところは、国家が真正に捜査し訴追する能力が 前提とされていることはいうまでもない。そして、アメリカがこの能力を 有することは自明である。むしろ、問題とされるのは、この真正に捜査し 訴追する能力の有無を決定する主体は誰か、という点である。この権限は、 結局のところ、ICC の予審部および裁判部に帰属する。しかし、この決定 権限は1人の裁判官に専制的に委ねられるものではないし、結局は、5 人 の裁判官で構成される上訴裁判部へ上訴することもできる(18条4)。ICC 規程は、政治的な訴追を防止するためにいわば二重のチェック構造を有し ているのである。規程に加入するならば、アメリカは自国民を裁判官に選 出することもできる。

## 2 アメリカの主張にみられる誤解

アメリカは、ICC の管轄権行使に際しての規程非締約国の同意の必要性を主張してきた。この主張は、ICC 規程の締約国になりそうもない、いわゆる「ごろつき政権」(rogue regime) 下の国民についても ICC が管轄権行使をおこなわないことを保障するがゆえに、規程締約国はこの提案を受け入れることができない。

この点、アメリカ政府代表は、国際慣習法は、条約を基礎とした国際裁判所が非締約国民について管轄権を行使することを禁じているし少なくとも許していない旨、主張してきた。これは詳細な検討に値する主題であろうか。その答えは否である。自国民が他の国家の領域内で犯罪に関与した場合、当該国家の領域管轄権の主体となる。すなわち、国際慣習法は、当該違反者について直接に管轄権を行使することから、領域主権者を禁じていないが、これは、違反者を他の国家に引き渡すことにおいても、また、自国民でない者を国家が訴追することに関しても同様であるといえる。もちろん、国家が、ICC に容疑者を引き渡す際にも、それを禁止する国際慣習法は存在しない。

この国際慣習法を考慮しない ICC 規程への反対は、重要な誤解をもたらすことになる。すなわち、ICC が機能マヒすることによって、あるいは、アメリカが ICC 規程に加入しないことによって、アメリカ国民が他国の管轄権の主体になることから守られるという誤解である。属地的管轄権は、属人的管轄権に優先するのであり、地位協定が存在しない状態において、領域主権者は、自国領域における国内法違反をおこなった者について管轄権を行使するという、国際慣習法上の自由な権利を有するのである。

このように、アメリカ国民は、アメリカの反対に関係なく ICC の管轄権 行使の主体となる。しかしながら、ICC の管轄権は、被疑者国籍国として 規程の補完性の原則に関わる規定の下、優先的な管轄権を主張するならば 行使されない。規程に加入すれば、アメリカは、コア・クライムで訴追さ れた自国民について、ICC による管轄権行使を許可する選択においては、 常に自国の管轄権を主張することができる。アメリカが自国民保護の姿勢 を失わない限り、アメリカ国民が ICC において訴追される事態は生じない といってもよい。また、規程に加入すれば、ICC に自国民が訴追される不 測の事態が発生しても、自国で裁判をおこなうことができる。ICC が存在 しない場合に比べ、自国民をよりよく保護することができるのである。

#### 3 検察官に対する規程による拘束

アメリカは、ICCの検察官についても批判をおこなってきた。「世界で最も強力な人間」になろうとしている ICCの検察官によって、アメリカ国民に対して政治的な訴追がおこなわれるというのである。この主張は明らかに誇張である。ICCの検察官は規程により拘束されている。上述したように、政治的訴追の脅威は、他国によりおこなわれうる点で、すでに存在している。ICC 規程は政治的訴追のリスクを創設し悪化させるものとはいえない。むしろ、他国による訴追を抑止する効果を持つものである。ICC 規程の保障条項により、検察官が ICC の決定に逆らって政治的訴追をおこなうことはありえない。

また、ICC の検察官は捜査の開始に関して独立した権限が与えられていない。すなわち、ICC の検察官は、捜査に着手する前に、3人の裁判官からなる予審部の同意を確保しなければならない(15条4項)。さらに、予審部の捜査許可の後に、検察官は、ICC 規程のすべての締約国と、当該犯罪について一般管轄権を行使するすべての国家に通知しなければならない(18条1項)。この通知は犯罪発生地国と被疑者国籍国を含むものである。

これらの規定の意味するところは、犯罪発生地国もしくは被疑者国籍国によって優先的な管轄権が主張されたならば、検察官は、予審部から許可された捜査を中止しなければならないということである。当該国家が能力を欠き真正な意図を有しないと判断しない限り、検察官は、被疑者国籍国もしくは犯罪発生地国により得られた裁決を受け入れなければならない。仮に検察官が、この結論に挑戦したとしても、犯罪発生地国もしくは被疑者国籍国は、条約上の権利を有している。すなわち、予審部に異議を申立てること(19条)であり、さらに上訴裁判部へ控訴すること(19条6項)である。さらに、検察官は、ささいな違反、もしくは重大性を有していない事件について、あらゆる個人をICCの管轄権行使の対象とすることはできない(17条(d))。

これらの規定は、ICC の検察官が職権捜査をおこなえても、最終的な決定権が与えられていないことを示している。そして予審部・上訴裁判部によって二重の制限が与えられることは、たとえ検察官が政治的な意図を有していたとしても、政治的訴追をおこなうことが不可能なことを示している。そのうえ、締約国会合の投票により検察官を解任する規定(46条)により、締約国会合において更なるチェックをおこなうこともできる。ICC の検察官は、国連により設立された旧ユーゴスラヴィア国際刑事裁判所(ICTY)の検察官と比べても、僅かな権限しか与えられていないといえる。

# 4 American Service Members Protection Act への批判

アメリカの国内法である American Service Members Protection Actには、ICC 規程への法的な批判として、規程が、すべてのアメリカ人に権利章典の下で与えられている手続的な保護の多くを、アメリカの軍事要員において拒否するものであるという指摘をおこなっている。

そこで名指しされている権利は、(1)陪審員による裁判を受ける権利、(2)自ら不利になる証言を強要されない権利、(3)反論と反対尋問を証言する権利の3点である。これらの指摘は容易に反駁できる。陪審員による裁判については、合衆国憲法修正第5条の下、「陸海軍、または戦時もしくは公共の危険に際して現に軍務に服している民兵において生じた事件」、すなわちアメリカの軍事要員に関する事件は適用範囲から除外されている。同様の例外は、修正第6条においても適用される。残りの2つの権利においては、ICC 規程において明確に規定されている。黙秘権については、規程67条(1)(g)に、また、反対尋問の証言の権利については、規程67条(1)(e)に規定がある。同法が主張する批判は、まったく的外れなもので

さらに、ICC 規程における被疑者の権利保障は、これに留まるものではない。ICC の権利保障の規定は、無罪の推定(66条)、弁護人の援助(67条(1)(b)、(d))、自己負罪特権(67条(1)(g))、記述された起訴内容の権利(61条(3))、証拠を獲得するために義務的に手続される権利(67条(1)(e))、事後法の禁止(22条)、一事不再理の保護(20条)、正当な理由の無い逮捕および捜査からの自由(57条(3)、58条)、裁判に出席する権利(63条)、迅速で公的な公判(67条(1)(a)(c))、違法に入手された証拠の除外(69条(7))、欠席裁判の禁止(63条、67条(1)(b))など、非常に広範かつ詳細である。個人の権利保障についてICC規程は、合衆国憲法の適正手続規定に孫色するものではないといえる。

あることが理解されよう。

Ⅲ ICC がアメリカの活動を妨げることへの繁鐘─Contra の主張の枠組

法的な問題点に関わりなく、規程に反対する Contra の立場をとる者にとって、重大な人権侵害に対する不処間に終止符を打つという ICC の理念とは非現実的な夢でしかない。その最も顕著な理由は、ICC をアメリカが受けいれていないしこれからも受けいれないであろうということである。独自の執行管轄権を持たない ICC がコア・クライムを犯した個人の訴追に実効的に成功するためには、アメリカの政治的、軍事的、経済的な支援が必要であることから、実際上、この問題は重要とみなければならない。

#### 1 ICC の有益性に関して

ICCの目的は、コア・クライム、すなわち国際社会が最も関心を有する国際犯罪を処罰し、またそのような犯罪を抑止することである。このような人権侵害をおこなった個人の不処罰を終焉させるという観点から見たとき、Contraの立場からは、ICCはこの目的を取り除くどころか減少させることさえも達成できないと主張される。

そもそも、ICC 規程には2つの重要な結果が付随している。第1は、非締約国についての領域責任である。ICC は締約国の領域において非締約国によっておこなわれた犯罪に管轄権を持つ。第2は、旅行中の権力者の例外(traveling dictator exception)ともいうべきものである。つまり、非締約国の指導者は訴追の恐れなしに、彼らの領域内で犯罪に関わることができる。極端な例では、非締約国の人権侵害者がICCの所在地であるハーグで休暇を取っていたとしても、この人権侵害者はICCによって逮捕・訴追されないのである。

ICC 規程がこのような自国内で人権侵害がおこなわれている非締約国に 関する管轄権を退けた理由とは何なのか。ICC を支持しないものにとって は、その答えは妥協でしかない。ローマ会議において、多くの国家は、ICC が普遍的管轄権を保持することを望んだ。つまり、戦争犯罪をおこなった者を締約国が拘束することを許すことにより、旅行中の権力者の例外を排除しようというものである。アメリカを中心とする反対派は、普遍的管轄権が国際法の下で確かな基礎を有していないことを理由にこれに反対した。結局、アメリカの賛成と最大限の批准の双方を満足させるために外交会議の全体委員会(Bureau of whole)により考案された妥協として、比較的論争の多い普遍的管轄権のコンセプトを廃棄し、締約国においておこなわれた犯罪への非締約国の義務を保持するのみとなったのである。

また、ICC 規程は、非締約国の領域内で非締約国民によっておこなわれたコア・クライムに関して、ICC が管轄権を行使できる前提条件を、非締約国が管轄権の宣言をおこなった場合に限ってしまっている(12条3項)。これは ICC 規程に内在する致命的な欠陥であるという。なぜかといえば、過去の世紀を通じて人権侵害は国境の内側でおこなわれてきたからであり、人権侵害をおこなう横暴な政権が ICC 規程を批准しないのであれば、ICC は最も重大な人権侵害を訴追することができない。これに関しては、国連安保理による事態の付託によって、国家主権に介入することができる(13条b)。しかしながら、このような付託は、ICC の推進派が憂慮する常任理事国主導の安保理のままである。また、ICC 自身は安保理による付託においてさえ、被告人を実際に出廷させるための組織的手段を欠いており、各国の協力に依存したままである。ICC は、管轄権の執行に関しては国家の不確定な解決に依存せざるをえないのである。

この点、旧ユーゴの経験は説得的である。ICTY は元大統領ミロシェビッチの訴追を含めて、戦争犯罪の訴追に成功をおさめている。しかしながら、この成功は安保理決議に基づく裁判所規程の力より、むしろ、アメリカによる軍事的、外交的、財政的力によってであったことを忘れてはならない。

ユーゴスラヴィアの国内法の下では違憲であったにもかかわらず、実際に ミロシェビッチを裁判所に引き渡したのは、アメリカにおいて在外資産 5 億ドルを差し押さえた脅威と、国際通貨基金のユーゴスラヴィア継承政権 への援助という要素が多大な要因であった。人権侵害者が国境の背後に隠 れてしまう場合には、このような軍事的あるいは経済的な力を行使しなければ、国際刑事裁判をおこなうことは困難であるということであろう。

#### 2 人権侵害者の不処罰が増加する危険性についての指摘

アメリカが参加しない ICC の反対者からすれば、ICC は、不処罰をなく すという目的が達成されないだけでなく、人権侵害者の不処罰自体が増加 する危険性を内在するものと主張される。その主な理由は、ICCの活動が、 アメリカの人権に関連した活動を冷めさせる効果をもつということである。 換言すれば、ICC による政治的な訴追によって、危険にさらされるという 脅威の存在が、アメリカの人権保護の活動を躊躇させるというわけである。 ICC 規程はこの点に関して、補完性の原則という保障措置を有している。 補完性の原則は、国家が捜査および訴追を真正におこなわないか、その意 図を持たない場合にのみ、ICC が事態を取り扱うことを要求する(17条(a))。 しかし、国内手続がその個人を訴追する意図と一致しているのかどうかと いう点について、何を「真正」な捜査とみなすかは、ICC が決定する(17) 条2項(b))。補完性の原則をはじめとする、ICC 規程内の保障措置は ICC への信頼如何にかかっているといってもよい。アメリカは ICC を信頼して おらず、むしろ敵視している。ICC は、非締約国に管轄権を行使できる一 方、締約国には7年間の経過措置を与えるなど(124条)、アンフェアと解 釈される要素を有している。それが、批准促進の目的をもつにしろ、アメ リカによる ICC への信頼に大きな溝となっていることも事実である。

ICC 自身による執行管轄権の欠如から、アメリカが実力で自国民を保護 しようとすれば、実際に ICC の法廷にアメリカ国民が立つ可能性は希薄で ある。では、なぜアメリカは、ICC について過度な憂慮を抱かなくてはな らないのであろうか。妥当と思われる回答として以下の2点が挙げられる。

第1に、アメリカ軍の大半は、海外派兵として外国に駐留しており、アメリカの国境内に駐留しているわけではないことが挙げられる。海外に展開するアメリカ軍は世界中に展開しており、直ちに逮捕してハーグへ移送することも可能である。このように、実際に身柄を確保される可能性は、アメリカの派遣軍もしくは要員・公務員に最も顕著である。第2に、アメリカ国民がICC へ引き渡されないにしろ、ICC が付託された犯罪を単に捜査すること、また、アメリカによる軍事行動に公的な批判をおこない、判決に従事すること自体が、すでにアメリカに影響を与えるものとなる。

アメリカの人権擁護者は、コソボ、ボスニア、ソマリアなどにおいておこなわれた、いわゆる「人道的介入」を、人権保護のために合法でかつ必要であると考えている。この「人道的介入」は、多かれ少なかれ、いわゆるアメリカ的な正義に依存する。アメリカ国内の支援もまた、人権侵害者を打倒しなければならないという理念がその源泉となる。ところがICCによる訴追の脅威の存在はこの介入を困難とする。実際に介入がおこなわれる際には、民間人がちりばめられた非正規軍との戦闘を含むものとなるであろう。それゆえに、介入国が戦争犯罪の非難を受けることは免れない。

誤解を恐れずにいえば、ICC の訴追は、人権侵害者による迫害を阻止するために、「人道的介入」を実際におこなえる国家のみがさらされているように見えるという側面がある。このような「人道的介入」の状況では、得られる戦略的利益は僅かであり、訴追がおこなわれないことが重きをなすともいえる。

## 3 ローマ会議への批判

ICC を批判する立場からは、当然のことながら、ローマ会議の状況についても批判がおこなわれる。この場合の観点は、なぜアメリカが賛成できない ICC 規程を採択したのかというものである。この点については、以下の2点が指摘される。

第1の点は、ローマ会議において主流派を占めた中小国を中心とする推進派諸国が掲げた理念に求めることができる。この理念とは、衡平な正義、もしくは法の支配の確立などの概念で代表することができる。換言すれば、国際刑事法の下でのすべての国家の平等、ないしは選択的正義及び強国のための特別法の排除である。Goldsmith 教授は、規程の起案者が迫られた選択として以下の点を指摘している。すなわち、(1) すべての者のための衡平な正義にもとづいたアメリカに直接受け入れられる制度の創設、(2) すべての者のための衡平な正義を基礎とした制度を創設し、アメリカが、いつの日か、その反対を撤回することを望む、(3) アメリカが受け入れられる「選択的な正義」を基礎とした制度の創設である。反対派の視点かられる「選択的な正義」を基礎とした制度の創設である。反対派の視点からは、ローマ会議においては、結局のところ(2) の選択肢がとられたといえる。そして、反対派にとっては、アメリカが ICC に積極的に協力し、ICC が深刻な国際犯罪の不処罰へ向かって機能するためには(3) が最も望ましいものなのである。この枠組から見ると、前述した Pro の主張は、ICC 規程が(1) の性質をもつことを論証しようと試みたものにも見える。

第2の点は、推進派諸国が国際社会においての政治的立場と関連する。 すなわち、推進派諸国の大多数を占める中小国にとっては、彼らが軍事大 国を抑制し、コントロールすることによって影響が増加することに比べれ ば、深刻な人権侵害者を処罰するために懸念することは少ないのである。 国境を越えて軍事遠征に従事する国家に義務を課す一方、非締約国内での 人権侵害者を事実上免除する ICC は、中小国自身に影響することが少ない のと同時に、アメリカに鎖をつなぐ役割も果せるのである。これは、ロー マ会議をアメリカ対推進派諸国という視点から見ることにより説得力を有 する。そして、この構図は、軍事超大国の力を制限するために国際法を用 いる、中小国の努力のパターンとも一致するものでもある。

#### Ⅳ 結びにかえて一若干の分析

最後に、本稿で紹介してきた対立する主張について、若干の分析をおこなうことで結びにかえたいと思う。

Proの主張は、ICC 規程の保障措置の条項を重ねて提示することにより、ICC がアメリカの国益を損ねるどころか、人権保護の観点から、アメリカ国民の利益を法的に最も効果的に保護することができるということを説得的に論証しているといえる。このことから、ICC 規程への反対自体が、国際社会によるアメリカの信頼を損ねる帰結をもたらし、かえってアメリカの国益に反するのではないかということを指摘することができる。一方、Pro の主張からは、逆説的に、ローマ会議での妥協が、推進派諸国の意向に反して必ずしも強力な ICC をもたらさなかったことを再確認させられる。なぜならば、Pro の立場のロジックを貫けば、アメリカのみではなく、人権侵害が問題となっているいわゆる「ごろつき政権」についても、ICC 加入が国益となることを示唆するからである。ICC を国際社会の刑事裁判所として、有益な機関に成長させるためには締約国による今後の努力が不可欠であるが、どちらにしる、法的な面においても、実際的な面においても、

アメリカが ICC に反対することがアメリカ自身に不利益をもたらすことは 間違いないと考えてよいであろう。アメリカは現時点での ICC 規程を批准 する選択肢で十分満足することができるはずである。

それでは、なぜ、アメリカは ICC 規程に拒絶ともいえる反対を示すのか。この問いに答えるためには、ICC の法的枠組みというよりも、現実主義的なパラダイムを法的指針とするロジックの方が説得力を有している。1990年代の中ごろまで、当時のクリントン政権とアメリカ上院は、国際刑事裁判所の設立を強く支持してきた。アメリカの活動がローマ会議の開催に重要な役割を果たしたのは、自明の事実である。ところが、実際に採択されたICC 規程は、アメリカの支援が意図しないものであった。国連国際法委員会が作成した規程草案からの大幅な変更を受けて、多数決で採択されたICC 規程は、アメリカの、特に国際政治的な視点から見るならば簡単には容認できるものではない。

ICC 自身は人権侵害を促進するものではないと断言できる。それどころか、ICC 規程を振り返るならば、現在の時点で、人類が勝ち得た人権保障規定のほぼ全てが網羅された人権の砦ともいえる様相を呈しているといっても過言ではない。しかしながら、アメリカが規程に同意しないばかりか、拒絶ともいえる反対を表明していることが、実際上人権を侵害する効果を、間接的にとはいえ、ICC に付与する恐れがあることも否定はできない。

ローマ会議においては、人権侵害者に対して制裁をおこなうことが可能な国家として、アメリカに機能的な免除を与える選択肢をとることもできた。しかしながら、ICC 規程の推進派諸国(と同時に現時点での構成国)は、その免除を与えることを拒否したのである。それは正義と理念の勝利でもあるが、それゆえに、ICC 規程に賛成し支持する国家の責任は重い。その重大な責任を担っていく努力と覚悟こそが ICC 締約国には課されてい

るのであろう。

- 注(1) ローマ会議でのアメリカの立場としては、小和田恒=芝原那爾「(対談)ローマ会議を振り返って一国際刑事裁判所設立に関する外交会議」『ジュリスト』第 1146 号(1998)、23 頁を参照。アメリカ代表団の見解として、David J.Scheffer, The United States and the International Criminal Court, American Journal of International Law, Vol.93,(1999),pp.12 21.簡潔にいえば、アメリカが目指していたICCは、安保理による付託を例外として、事態付託に際して、犯罪発生地国ないし被疑者国籍国両者の同意を必要とするもので、ローマ会議では、ダブルロック・システムと呼ばれていたという。採択された規程で採用された管轄権行使のシステムでは、事態付託に際して、犯罪発生地国あるいは、被疑者国籍国のどちらかの同意があれば、ICCは管轄権を行使できる。
  - (2) 当該決議についての詳細は、森川泰宏「安全保障理事会決議 1422 の検討」(明治大学大学院)『法学研究論集』21号(2004)61-80頁を 参照のこと。
  - (3) 本稿の主題に関連する国際法上の研究は、すでに多数の蓄積がなされているが、紙幅の制約上、注記が必要最低限にとどまっていることをあらかじめお断りしておきたい。
  - (4) 本章における Pro の主張は、全体的に、Monroe Leigh, The United States and The Statute of Rome, American Journal of International Law, Vol. 95, (2001), pp. 124 131 が下敷きになっている。
  - (5) 推進派諸国の主張をまとめたものとして、Jennifer Elsea, U.S.

- Policy Regarding the International Criminal Court, CRS Report RL 31495. pp. 4-7 を参照。
- (6) S. 2726. (2002). 条文と審議過程の詳細については、アメリカ議会図 書館の法案検索サービス (THOMAS DATABASE) において利用できる。
- (7) 本章における Contra の主張は、全体的に、Jack Goldsmith, The Self-Defeating International Criminal Court, The University of Chicago Law Review, pp. 89-102 が下敷きになっている。また、同様の見解をとるものとして、Ruth Wedgwood, The International Criminal Court: An American View, 10 European Journal of International Law (1999), pp. 93-107 をあわせて参照した。
- (8) 普遍的管轄権の概念は、いまだ、国際法上定着しているとはいえないが、一般的には、hostis humanis genris (人類共通の敵) とみなされる重大犯罪については、各国が普遍的に管轄権を行使できる権利のことをいい、海賊の処罰に関しては伝統的に認められてきた。
- (9) ローマ会議前のアメリカの立場について、Mshnoush H.Arsanjani, The Rome Statute of International Criminal Court, American